

あおばインキュベーションスクエア入居規程

(目的)

第1条 本規程は、あおばインキュベーションスクエア（以下「A I S」という。）の入居審査等を適正かつ効率的に行うため必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「中小企業者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）
- (3) その他財団法人みやぎ産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた団体

(基本方針)

第3条 理事長は、大学等研究機関が有する技術シーズの事業化に向けた産学官共同研究等を通して、地域企業の研究開発力及び技術開発力の向上を図るとともに、研究開発成果の企業化に積極的に取り組む研究開発型企業等の立ち上がりの支援を行うことにより、地域産業の活性化を図るというA I Sの目的に鑑みて入居企業を決定するものとする。

(入居資格)

第4条 A I Sへの入居資格は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 大学等の研究成果を活用又は大学等と連携して研究開発を行い、新たな実用化・事業化等を目指す中小企業等
- (2) 起業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者等で、入居審査会が特別に認めた者

(入居等審査及び決定)

第5条 入居申込企業等の入居並びに入居企業等の入居継続及び退去の適否については、別に設ける入居審査委員会の意見を聴いた上、理事長が決定するものとする。

(入居の適否の審査内容)

第6条 入居申込企業等の入居の適否判定に当たっては、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 事業化計画の内容
事業化計画の的確性及び新規性並びにA I Sの内外部に対する影響等（別表参照）
- (2) 事業化能力
入居申込企業等の技術力及び資金力等

2 前項の審査は、原則として入居申込受付日から2ヶ月以内に行うものとする。

3 第1項の審査に当たっては、入居申込企業等より次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 入居申込書
- (2) 事業化計画書
- (3) 会社経歴書, 営業報告書, 会社案内等
- (4) 商業登記簿謄本、定款、株主構成員

(入居期間)

第7条 入居期間は原則3年以内とする。ただし、理事長が適当と認めた場合は、第8条第3項の規定により、入居継続を認める。

2 前項の規定による入居継続可能期間は、入居開始から通算して7年とする。

(事業化計画進捗報告等)

第8条 入居企業等は、1年毎に事業化計画の進捗状況を理事長に報告するものとする。

2 入居企業等は、入居申し込み時点における事業化計画等の変更をしようとする場合は、予めその内容を理事長に報告するものとする。

3 理事長は、第1項及び第2項の報告を受けた場合は、第6条第1項の審査事項等の審査を行い、第5条の規定に基づき入居継続の適否等について決定するものとする。

4 理事長は、前項の審査の結果、必要と認められた場合は、入居企業等に対し公的機関の実施する各種評価制度等の受講を指導するものとする。

5 入居期限内といえども、入居企業等が次のいずれかに該当する場合には、退去させることとする。

(1) 入居企業等のA I Sでの事業内容等が、入居時及び入居継続時の計画内容と明らかに異なる場合

(2) 賃貸借契約書等の入居の取り決めに違反した場合

(賃貸料等)

第9条 賃貸料等は、次のとおりとする。

(1) 賃貸料 (共益費込) 月額2,700円/m²

ただし、新規入居の日から1年間は月額2,000円、その後1年間は月額2,350円とする。

(2) 敷金 なし

(コンサルタント委託)

第10条 入居企業等は、希望があれば別に契約締結の上、技術的アドバイス等コンサルタント委託をするものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、入居に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は、平成16年3月5日から施行する。

附 則

本規程は、平成16年3月25日から施行する。

附 則

本規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成19年5月1日から施行する。

別 表

A I Sの内外部に影響を与える恐れのある実験（例）
<ul style="list-style-type: none">・ 有害な微生物（病原菌等）を扱う実験・ 動物を扱う実験・ ポリ塩化ビフェニール等の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に定める第1種特定化学物質を使用する実験。ただし、標準物質として分析試験に用いる場合を除く。・ 放射性同位元素を使用する実験。ただし、法令に基づき放射性同位元素をユニットとして組み込んだ機器類の使用は可能・ 多量な煤煙及び悪臭を発生させる実験。ただし、外部に漏洩しないよう必要な措置を施した場合を除く。・ 他の研究室に重大な影響を与える恐れのある振動及び騒音並びに強力な電磁場を発生させる実験。ただし、外部に対して必要な措置を施した場合を除く。・ 多量な危険物等（消防法別表等）を使用し、火災及び爆発等の恐れのある実験